

審判講習会メールフォーム未回答の大学につきまして

2022年8月8日
関東学生テニス連盟

平素より円滑な大会開催・運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度は、先日行われました2022年度審判講習会におきまして、事前申請が必要となっております「メールフォーム」を、期日である8月1日（月）23時59分までに回答されなかった大学が一定数見受けられましたことに対し、当連盟が以下の判断を行ったことを告知いたします。

こちらに対しまして、本来ならば、本年度の審判講習会要項に記載されております「メールフォームを正しく送らなければコートレフェリー及び質疑権所有者の資格を得ることができません」という文言に則り、上記の様な然るべき対応を行うところですが、今回が2年ぶりのリーグ開催である点を踏まえて討議を行い、当連盟は下記の対応を行う様に判断を改めることといたしました。

○対応内容

『2022年度 関東大学テニスリーグ冊子』の7,8,9ページに記載されている「★コートレフェリー・質疑権所有者」という項目、上から3番目

・コートレフェリー・質疑権所有者の責務

打ち合わせ会議で説明したとおり、各大学のコートレフェリーや質疑権所有者には、様々な仕事を与えられる。もし、これらを理解していない又は責務を果たしていないと学連が判断した場合1回目は警告、2回目は、当該大学の一部の資格者または全員の資格を剥奪する。

及び

・質疑権所有者の役割

質疑権所有者は、大学を代表してコートレフェリーに質疑する権利をもった唯一の存在である。質疑権所有者以外がコートレフェリーに質疑することはできない。

注:質疑権

レフェリー(学連や各大学のレフェリー)にルールに関する質疑が出来るのは、質疑権所有者のみである。質疑権所有者以外の各校主将、部員、監督、OB等は一切質疑をすることができない。これに反した場合は、1回目は当該行為に警告を出し、2回目以降はペナルティーを科す。尚、このペナルティーは本年度リーグを通して累加性とし、ペナルティーの場合には質疑権の資格を剥奪する。

という記載がありますが、今回の一件に該当する大学につきましては、上記の文言に該当する事象が見受けられた場合、これに対し当連盟は1回目の警告を行うこと無くその資格を剥奪できるものとする。

○該当する大学

<男子1部-6部>

- ・早稲田大学
- ・東海大学
- ・東京農業大学

<男子7部>

- ・武蔵大学
- ・東京工科大学

<女子1部-4部>

- ・早稲田大学
- ・上武大学

<女子5部>

- ・武蔵大学
- ・茨城大学
- ・文教大学
- ・山梨大学
- ・都留文科大学

突然の告知となってしまいました。今後変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

以上